

告示第4号

令和5年2月20日から滋賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月26日滋賀県指令自振第4号）第11条第2項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまでの間、滋賀県後期高齢者医療広域連合公文書等の中に「滋賀県後期高齢者医療広域連合長」とあるのは、「滋賀県後期高齢者医療広域連合長職務代理人」と読み替える。

令和5年2月17日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮 本 和 宏